

令和7年度からの多子世帯 大学等の授業料等無償化について

令和7年度から、子供3人以上の世帯への大学等の授業料等の無償化を拡充します！
（「高等教育の修学支援新制度」の拡充）

開始時期	令和7年度～（入学生及び在学学生） ※4年制の大学であれば、1年生だけでなく、2～4年生も対象となります。	所得に関する要件	所得基準 制限なし
支援対象	子供3人以上の世帯の学生	学修意欲・成績に関する要件	採用前 学修意欲があれば採用 採用後 学修意欲と成果を毎年確認
支援金額	授業料70万・入学金26万 （私立大学の場合、4年間で最大70万円×4年+26万円を支援） ※現金支給ではなく、各学校の授業料等が減額されます。	※「高等教育の修学支援新制度」における各要件の詳細やQ&Aについては、文部科学省ウェブサイトで確認	
申込手続	令和7年度入学後各学校窓口で （各学校を通じて、日本学生支援機構へ申し込みます）		

※令和8年度進学予定の高校3年生から、令和7年度中に事前の予約申込が可能となります。

扶養する子供が3人以上の世帯が対象



※○が多子世帯の支援対象

- 3人以上を同時に扶養（経済的に支援）している間は、第1子から支援対象
- 第1子が就職するなど、扶養から外れた場合は支援対象外

税情報（マイナンバー）で扶養する子供の数を確認



- 学生と生計維持者のマイナンバーを通じて、世帯で扶養する子供の数の情報を確認
- 子供の数の情報は、毎年12月31日時点の情報が基準

要件を満たした学校が対象



- 一定の要件を満たした学校が対象（大学・短期大学・高等専門学校（4・5年）・専門学校）

対象となる大学等の一覧はこちら



※本内容は、国会提出中の令和7年度予算案及び大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案の成立を前提として、速やかに事業を開始できるようにするため、事前にお知らせするものです。

文部科学省 HP より

申込について

日本学生支援機構給付奨学金の『在学採用(新規申込)』に申込をし審査を受けることが必須です。
入学後の定められた期限内に申込を行ってください。

申込手順

WebCampus やアプリでお知らせします。入学後必ず確認してください。
今後、手順が変更になった場合は WebCampus にて連絡します。

- ※ 入学金及び授業料等を指定の期日までに一旦全額入金してください。入学後、支給対象者に対して減免対象額を返還いたします。
- ※ 令和6年度以前から在学している(新2年生以上)も対象になります。
- ※ 採用後も、成績の適格認定・家計の適格認定があり、次年度の継続可否決まります。
(自動的に支援が継続されるわけではありません)
- ※ 2025年4月に申請する場合、2023年12月31日時点の生計維持者の扶養状況が判定に使用されます。